

経済産業省

20150622情局第1号

平成27年6月23日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成27年6月19日付け警察庁丙組組企発第125号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成27年6月19日付け外務省告示第199号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、貴会会員に対し一層の周知徹底されるようお願いいたします。



警察庁丙組組企発第 125 号
平成 27 年 6 月 19 日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 59）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（平成 27 年 6 月 19 日付け外務省告示第 199 号）により資産凍結措置等の対象となる個人の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

(別表)

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

158. アイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ(別名:(a)アイマン・アル・ザワハリ(b)アフメド・フアド・サリム(c)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビ・アブデル・ムアズ (d)アル・ザワヒリ・アイマン(e)アブドウル・カーデル・アブドウル・アジーズ・アブドウル・モエズ・アル・ドクトル(f)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビ(g)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビ(h)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ロビ(i)ダワヒリ・アイマン(j)エッダウヒリ・アイマン(k)ヌール・アル・ディーン・アブー・モハンメド(l)アイマン・アル・ザワハリ(m)アフマド・フアド・サリム(n)アブー・ファトウマ(o)アブー・モハンメド)

AIMAN MUHAMMED RABI AL-ZAWAHIRI (a.k.a.: (a)Ayman Al-Zawahari (b)Ahmed Fuad Salim (c)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabi Abdel Muaz (d)Al Zawahiri Ayman (e)Abdul Qader Abdul Aziz Abdul Moez Al Doctor (f)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabi (g)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabie (h)Al Zawahry Aiman Mohamed Robi (i)Dhawahri Ayman (j)Eddaouahiri Ayman (k)Nur Al Deen Abu Mohammed (l)Ayman Al Zawahari (m)Ahmad Fuad Salim (n)Abu Fatma (o)Abu Mohammed)

称号:(a)Doctor (b)Dr.

役職:不明

生年月日:1951年6月19日

出生地:Giza, Egypt

国籍:エジプト

旅券番号:(a)エジプト旅券番号 1084010 (b)旅券番号 19820215

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2001年1月25日(2007年7月2日、7月18日、8月13日、2010年12月16日及び2015年5月22日に改訂)

その他の情報:アル・カーイダ(166. に指定した団体)の指導者。エジプシャン・イスラミック・ジハード(Egyptian Islamic Jihad)(170. に指定した団体)の元作戦・軍事指導者であり、ウサマ・ビン・ラーデン(故人)の親密な協力者であった。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいてと思われる。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

519. 削除